別表三の一付表の記載要領第１号中「又は現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第82号）第２条の規定による改正前の法人税法第67条第１項（特定同族会社の特別税率）に規定する特定同族会社に該当する連結親法人が同法第81条の13（連結特定同族会社の特別税率）の規定の適用を受ける場合」を削り、同第11号を次のように改める。

２　次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額を「個別留保所得金額（別表四の二付表「56の②」）⑴」の欄の上段に内書として記載すること。この場合には、「当期留保金個別帰属額 (1)＋(4)－(5)＋(6)－(7)－(13) ⑭」の欄の記載に当たつては、当該内書として記載した金額を「⑴」から減算して計算すること。

⑴　各連結法人において法第81条の３第１項（法第62条の５第４項（適格現物分配に係る益金不算入額）の規定により法第81条の３第１項に規定する個別益金額を計算する場合に限る。）（個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入）の規定の適用を受ける場合　別表四の二付表「12」の金額

⑵　各連結法人において平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律第２条第２項（法人税の特例）の規定の適用を受ける場合　別表十(七)「38」の金額のうち当該各連結法人に帰せられる金額

別表三の一付表の記載要領第11号を削り、同第四号を同第11号とし、同第五号から第八号までを１号ずつ繰り上げ、同第九号⑵及び⑶を次のように改める。

⑵　「別表一の二(一)「５」＋「７」のうち帰せられる金額　⑻」、「連結親法人が中小連結親法人以外の場合 ((8)＋(9)－(10)－（別表一の二(一)「11」のうち帰せられる金額）－別表六の二(二)付表「14」－別表六の二(七)「19」－別表六の二(八)「19」－別表六の二(九)「19」－別表六の二(十)「22」－別表六の二(十一)「20」－別表六の二(十二)「20」－別表六の二(十五)「20」－別表六の二(十六)「９」) ⑾ 及び	」	「連結親法人が大法人による完全支配関係がある中小連結親法人の場合 ((8)＋(9)－(10)－（別表一の二(一)「11」のうち帰せられる金額）－別表六の一「４」＋「16」)－別表六の二(二)付表「14」－（別表六の二(四)付表(五)付表「11」－別表六の二(七)「19」－別表六の二(八)「19」－別表六の二(十)「22」－別表六の二(十一)「20」－別表六の二(十二)「20」－別表六の二(十四)－別表六の二(十六)「９」)－別表六の二(十六)「７」－別表六の二(十五)「20」 ⑿ の各欄の記載に当たつては、別表一の二(一)「10」の外書の金額のうち各連結法人に帰せられる金額をこれらの欄の上段に外書として記載すること。 」

⑶　「住民税額 ((8)又は（⑾又は⑿）のいずれか多い金額）×20.7% ⒀」の欄の記載に当たつては、上記⑵で外書きした金額を「⑻」及び「⑾又は⑿」に含めて計算すること。

別表三の一付表の記載要領第九号を同第八号とし、同第十号を同第九号とし、同第十一号を同第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

11　「住民税額 ((8)又は（⑾又は⑿）のいずれか多い金額）×20.7% ⒀」の欄は、連結親法人が租税特別措置法第68条の９第６項に規定する中小連結親法人に該当する場合にあつては「⑾又は」を消し、その他の場合にあつては「又は⑿」を消すこと。

別表三の一付表の記載要領第十一号を削る。